

平成25年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成25年9月20日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第54号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第55号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第56号 平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第61号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第62号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第63号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第47号 瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第48号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第52号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第53号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第58号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第57号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人

5番	森 治 久	6番	棚 橋 敏 明
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 菓南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして御報告させていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は、平成25年7月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は、関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの御報告でした。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第54号から日程第8 議案第64号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第54号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、議案第64号市道路線の認定についてまでを一括とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 庄田昭人君。

産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成25年第3回定例会産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

議席番号4番 庄田昭人です。

ただいま一括議題となりました7議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、9月10日午前9時30分から、巢南庁舎3の2の会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、まず当委員会に属する都市整備部や環境水道部所管の事業で、平成24年度の決算や、今回の補正予算に関係のある事業について市内の現地視察を行い、事業の確認を行いました。その後、議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第54号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第56号平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

決算書に基づいて補足説明があった後、年度末の給水人口は4万4,630人で普及率は85.9%とのことだが、世帯数ベースではどうかとの質疑があり、平成25年3月末現在における瑞穂市内全体の世帯数は1万9,154戸であり、そこから瑞穂市・神戸町水道組合による簡易水道区域の140戸を除き、大垣市との協定により、瑞穂市から給水をしている大垣市の犀川地区43戸を加えた1万9,057戸が給水区域内戸数となり、平成24年度末給水件数は1万5,380戸を1万9,057戸で除した値は80.7%となるとの説明がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

次に、議案第61号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第63号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）についてを審査しました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定しました。

最後に、議案第64号市道路線の認定についての審査を行いました。

補足説明の後、今回は地権者の了承を得ない土地もあるが、行政として必要な道路なので、先に道路認定を行ってから事業を進める方法なのかとの質疑に、民間業者による宅地開発に伴う完成後の道路の管理引き継ぎのための認定と違い、今回は行政として必要な道路であることから、まず市道路線の認定をし、区域を設定しないと用地買収に入れないとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。平成25年9月20日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより議案第54号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第55号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり認定することに決定しまし

た。

これより議案第56号平成24年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第61号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号から日程第17 議案第60号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例についてから日程第17、議案第60号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

文教厚生委員長（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、議題となりました9議案につきまして、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、9月11日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管

の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例についてであります。

補足説明として、介護保険サービス事業所開設当時の経緯から今日までの状況、また今後の福祉関係の施策などの説明がありました。

事業所を廃止した場合、利用者のデメリット、負担、また利用者の家族への説明はどうか、その支援はどうかの質疑に、介護保険の利用負担は本人負担1割であり、どこでも同じである。ただし、食事等実費負担分については、各施設ごとに特色があり異なる。本人、家族には社協と相談しながら順次個別に面談し、情報提供などケアマネと一緒に説明を行うとの答弁がありました。

また、市の施設を介護保険事業所として今まで社協へ貸し出していたが、その賃料はどうなっているのかとの質疑に、介護保険事業所の事業主は市であり、事業を社協に委託し公設民営で行っているため使用料は免除としているとの答弁でありました。

続いて、デイサービス等を開設している時間はどうか、土・日はどうかとの質疑に、デイサービスは、土・日、祝日、年末年始は休みとしている。開設している時間は平日の9時半から15時25分ですとの答弁があり、また、他の事業所についても送迎サービス等を行っているのかの質疑に、デイサービスについては他の事業所も送迎を行っているとの答弁でした。

この条例の廃止については、広報、ホームページなどで表などを使い工夫をして市民へ説明をしてほしいや福祉の後退と思われぬように、また市民に理解していただけるように説明してほしいなどの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてです。

執行部より資料をもとに改正内容を条文ごとに説明を受けた後、現行条例は使用の許可についてわかりにくい。改正条文も市民、市民以外の者の区別が非常にわかりづらい。第5条の2を改正しないといけないのではないかの質疑に、市民にもわかりやすくするための改正で、従来の文章表現を表を使っただけの改正であるが、最小限の改正としたため、第5条の2は改正しなかったとの答弁がありました。

また、今回の改正では、市民、市民以外の者の区別、本人、喪主の区別、市内、市外の区別がはっきりとわかりづらい。市民以外の者も利用できると錯覚してしまうがどうかの質疑に、条例全体を読み込めば区別できるが、表の項目のみを見た場合、市外の者も利用できると誤解されてしまうと感じると答弁がありました。

使用者は喪主なのかの質疑に、喪主とは限らないとの答弁があり、続けて、そうすると使用

者がわかりにくい。喪主を含む使用者としてはどうか。申請者としてはいけないのかとの質疑には、第6条に許可を受けた者を使用者とすると規定しているとの答弁がありました。さらに許可を受けた者が使用者となるのか、また許可を受ける者はどうかの質疑には、以前は喪主イコール申請者であったが、最近では家族葬などがあり、喪主がない場合がある。喪主に当たる者が申請者となるが、他の市町の条文にも喪主という言葉はほとんど使われていないとの答弁がありました。

利用者は市内在住とあるが、改正条例の別表中、備考の2の市民、市民以外の者の区別の仕方がわからない。施設に入所した場合はどうなるのかとの質疑に、市民が他市町の特養や福祉施設などへ入所や措置をしている者には、住所地特例の制度があり、住民票を市外の施設に移していても市民と同様の扱いとなるとの答弁があり、その逆のパターンについてはどうなるのかの質疑には、住民票があれば市民となり、住民票がなければ市外の者となるとの答弁でした。

重立った質疑は以上の点でしたが、ほかにも改正の条文について細かな質疑がなされました。

また、改正条例は文言など整理する改正ではあるが、まだ疑問が多いので慎重に改正してほしい、条例を改正する場合などのときは例規審査委員会に諮っていると思うが、火葬を受け付ける場合は24時間受け付けなければならない、宿・日直者が対応し判断しなければならない場合がある。この場合、火葬の事務にふなれな宿・日直者が判断できるのか。窓口の対応で誰も判断でき、わかる条例をつくってほしい。また、利用者の区分を表にあらわすなどすると、わかりやすくなるのではないのか。市民にわかりやすく、利用しやすい表現の条例をつくってほしいなどの意見が出ました。

討論では、この改正条例は市民の区分けがわかりにくい。市民、市民以外の者の定義が非常にわかりにくい。市民、また窓口で対応する職員にもわかりにくい改正である。条例の改正は市民にわかりやすい表現としなければならないと反対討論があり、賛成討論はありませんでした。

採決の結果、賛成者はなく、全会一致で原案を否決いたしました。

次に、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国の法律などの改正により、条例の文言を整理するものであるとの説明があり、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第51号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。

執行部より説明を受けた後、高額医療費は心臓、脳疾患が多いと聞くと、件数はどのくらいあるのかの質疑に、1カ月400万円以上医療費がかかるもので、平成23年度は8件、額は4,400万、平成24年度は5件、2,500万ですとの答弁でした。

また、国保が平成27年に県に移管されると聞くと、今のうちに手当てする必要があるのでは

ないか。国保の税率のバランスはどうか。また、県の広域化に向けての対策はどうかとの質疑には、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、平成29年をめどに県に移管する動きがある。給付面は平成27年度に共同事業など一律化になってくる。小規模な保険者では年により給付などにばらつきが生ずるが、ルールなどはこれからであるとの答弁があり、広域化について県の指導はあるのかの質疑に、国保の広域化については政府の閣議決定のみである。平成27年には法令ができると思うので、具体的にはそれからであるとの答弁でした。

また、無保険者は何人くらいいるのかの質疑に、無保険者の正確な数値は把握していない。会社などを退職しても任意継続などの制度があるため把握できないとの答弁があり、無保険者をどのように考えるのかとの質疑には、無保険者が医療を受けようとするとき医療機関は10割から20割の診療費を請求できる。受診される際に相談を受ける場合は、丁寧な説明をしつつ、法の規定どおり保険は遡及適用をしているとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定しました。

次に、議案第52号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部より説明を受けた後、75歳以上の方が増加しているが、次年度についての動きは何かあるのかの質疑に、保険給付費の伸びにより、負担が増加する。今の保険料では足りないと考えられるが、今後、広域連合で議論されると思うとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定いたしました。

次は、議案第53号平成24年度学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部より説明を受けた後、最近、物価が上昇しており、また消費税の増税も控えている。給食費をどのように対処するのかとの質疑に、給食の物資は1食当たりの費用を算定し、その範囲内で物資選定委員会に入札している。現時点では、現行の給食費の範囲内で賄うと考えているとの答弁があり、続けて、物価の上昇分などは給食の質や量で対応するのかとの質疑では、給食費については、以前中国産物資の安全面での問題があり、国内産に変更した場合にどのようなかを試算、検討し、現行のままの費用で賄えることが判明した経緯がある。今後、消費税のことも含め、給食センター運営委員会で検討を始めたいとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり認定としました。

議案第58号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に移り、補正予算書にて説明がありました。

国保の資金繰りはどうかとの質疑に、今回の補正は繰越金を補正するものである。基金は5億円あるが1年を通じて資金の需要にばらつきがあり、資金がないときは一般会計より融通して賄っていた。そのため、自前の資金で賄えるようにするものであるとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決としました。

議案第59号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、説明後、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決としました。

最後は、議案第60号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）です。

執行部の小学校の給食費の減額について、予算減額は児童数の変動及び当初予算の人数の算定誤りとの説明に対して、算定誤りの人数を確認した。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決としました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切り替え、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管箇所について、執行部に説明を求め協議しました。

この中で、款教育費、項保健体育費、目体育施設費、節公有財産購入費に土地建物等購入費として2,782万4,000円が増額計上されている。これは、（仮称）大月運動公園の借地取得のため、当初予算で1億計上してあったところに追加分として計上したものである。

執行部からの説明では、（仮称）大月運動公園の整備については、近隣市町の事例も参考に、その目的・利用について精査し、議会にも諮り進めたいとのことであったが、今回の追加計上された土地建物等購入費2,782万4,000円についてもそうであるが、この事業については今まで議会に対して納得のいく資料が提示されないまま進められてきた経過があるため、この事業を進めるに当たり、十分精査し比較検討して進めていただくよう執行部に申し伝えていただくように強く要求するという意見が賛成多数でありましたので、そうした意見を踏まえ、慎重に審査されたい旨をこの議案が付託された総務委員会に送付する意見として、報告書を議長に提出いたしました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成25年9月20日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

議長（星川睦枝君） これより議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、1点質問をさせていただきます。

そもそも市がなぜ介護保険事業を廃止するのか、その理由について執行部から明確な答弁等がなされているのかどうか、もう少し具体的に報告していただければありがたいかと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

文教厚生委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま西岡議員から、なぜ介護保険事業を廃止するのか、もう少し詳しく聞ければという御質問でございましたので、その節に説明がありま

した内容を若干絞りまして御報告申し上げます。

まず、平成12年度の介護保険制度開始の折に、民間事業所を補完するものとして新たに居宅介護支援事業ケアマネジメントを加えながら、今日に至ってきたという経緯がありまして、介護保険制度の定着化とともに民間事業所も随分充実してきたと。当市における公設民営方式の見直しが提起されるようになりまして、平成22年度から市と社会福祉協議会の間で公設民営方式廃止に向けての協議を重ねてきたところであるというような説明がありまして、包括外部監査の意見の中にも社会福祉協議会と市の協議の中で大きく影響をしたところでありまして、総合センターの利用について介護保険事業に特化した意見ではありませんが、いわゆる施設利用の費用対効果について包括外部監査の中で再考を検討すべきという意見、あるいは指摘がございました。

そういう中であって、社会福祉協議会の補助金に関連して、社会福祉協議会が市からの介護保険事業を受託することが適切かどうかとの検討をする必要があるという意見をいただいております、検討してきたと。

こういう中で、県内他市の公設民営の状況とか、あるいは訪問介護の状況とか、居宅介護支援の状況とか、いろいろ調査しました結果、廃止するのが妥当であるとの認識もある程度出てきたということで、今回このような提案になったということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 自席でお願いをしたいと思います。

今、答弁をいただきましたので、それを踏まえてまた討論を行いたいと思います。

それで、関連して1つ御質問を申し上げたいわけでありまして、6月28日の全協で配付をされました資料の瑞穂市パブリックコメント結果に係る今後の方向性についてという資料によりますと、国は平成27年度より市町村が主体となって行う事業、介護予防・日常生活支援相互事業に移行する準備を進めており、瑞穂市においてももとず広域連合管内で協議を進めていると、こうあるわけでありまして、現時点ではこれらの事業について管内の中でどのような協議が行われているのか、その状況について御説明をいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 文教厚生委員長 広瀬武雄君。

文教厚生委員長（広瀬武雄君） ただいまの御質問ですが、広域連合では話としてはそういうことは出ておりますが、具体的にどういうふうに対応していくかとか、そのような具体的な事例については一切、今のところは詳細は不明でございます。

今後、広域連合の中でさらに詳細について検討されていくものと推測いたしておりますので、広域連合議員の皆様にはその時点で御協議いただけるものと、そのように考えております。

議長（星川睦枝君） 西岡一成君、よろしいですか。

3番（西岡一成君） はい。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 大変失礼しました。

私は、47号議案に対して反対をいたします。

今、委員長報告の中でなぜ廃止をするかというその理由をお聞きしたわけでありましてけれども、総合センター利用の費用対効果であるとか、社協の補助金として介護事業が適切であるかどうか云々の話もございましたけれども、私は今の民営化の流れ、規制緩和の流れというものに対して基本的に反対の立場を持っております。ちょっと大きな話というふうに言われるかも知りませんが、新自由主義という市場原理、市場主義のアメリカ資本主義に追随をして、あたかも民営化以外正義はないかのようなプロパガンダが民主党政権のときもそうでありましたし、自公政権、さらには経団連、商業マスコミ等々によって翼賛的に展開をされております。保育所、学校給食はもとより、最近では図書館まで民営化をされるというような事態が起こっております。総括質疑でも申し上げましたけれども、老人福祉法第4条を参考にさせていただきましたが、国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有するというふうに規定をいたしております。別に何も老人だけではありませんけれどもね。

ここで言葉の問題ではありますけれども、責務とはどういうことか。ちょっとこれ辞書を調べてみたんですね。三省堂の新明解国語辞典によれば責任と義務とあります。角川書店の必携国語辞典によれば、やはり責任と義務とあります。広辞苑では責任と義務と、また責任として果たすべき務めとあります。この「務め」は努力するという「努め」ではありません。要するに、公的責任を放棄して民間に丸投げするというようなことは基本的には許されないというふうに考えなきゃいかんと思うんです、まずはですよ。

施設もマンパワーも、そして大変大事でありますけれども、その労働条件もきちんと公的な責任と義務を果たすものでなければならぬと思います。義務なんです。義務というものを経営がちょこっと赤字だからといって、それを民間に渡してしまう。公的な仕事というのは営利事業じゃありませんから、もうからないことでもそれが国民、住民にとって、その命を守ることにとって、健康を守ることにとって重要であれば、それをやらなきゃいけない。それが先ほ

ど申し上げている老人福祉法に規定されているような国や地方自治体の義務、責任というものじゃないでしょうか。そういう観点からすれば、福祉は金もうけの産業ではありません。係る観点からしても質の高いサービスが提供できる、そして利用者が信頼と安心をもってサービスを受けられるよう公が率先をして介護のあり方の手本を示していくことがまさに今問われているんじゃないかと思います。私は、そういう意味でも介護保険事業からの市の撤退については、断固として反対をいたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人でございます。

議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例について、賛成討論とさせていただきます。

瑞穂市条例第79号は、介護保険法によるものであります。さらに、先ほど述べられた西岡議員の言われたようなことは、この介護保険法の目的の中に書かれております。しかし、その前身であります老人福祉介護保険事業については、平成6年に始まった老人通所介護、訪問介護事業があり、現在の公設民営方式の事業が多く、この時期に開設され、その後平成12年度の介護保険制度開始では民間事業所が整備されるまでのものとして新たに居宅介護支援事業が加わりました。このことは制度開始当初は移行期の激減緩和としての公設民営方式が採用され、多くの市町でこの方式が残ることになりました。しかし、その後介護保険制度の定着とともに民間事業所の充実をしてきたと考えます。

さらに平成22年度の包括外部監査の意見、先ほどの委員長報告にもありましたが、総合センターの利用に委員長の報告でも公設民営化ということで無料ということもありましたが、さらにそれについても、施設利用の費用対効果について再考を検討する必要があるとされてきたとの意見もありました。さらに県内他市町の状況では、訪問介護では公設民営は瑞穂市だけであり、居宅介護支援は瑞穂市、海津市の2市だけであります。

こうした状況を踏まえて、公設民営という当初の目的は達したと考えます。ですから、議案第47号瑞穂市介護保険居宅サービス事業等に関する実施条例を廃止する条例については、賛成とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 16番 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

火葬場条例について、反対を述べさせていただきます。

まず、反対の理由を述べたいと思います。

この条例については、当時私も平成5年の時分に地元で区長をやっておりました。そして、その区長時分に穂積町でも区長の友達がおったんですよ。その内容ともよく私は知っておりました。地域の火葬場が穂積町の火葬場になるまでに大変な協議をされて、今は瑞穂市として大いに我々も活用させていただいておるんですが、そしてこの条例については平成15年5月、合併と同時にこの条例を再度制定されたんですよ。この条例についてもそのときも余りなぶらなかつたんですよ。ただ、市、町、そういう名前を変えてあるだけなんです。そして、変えただけというのは、その前の条例をつくるときに、これは地域の皆さんと話し合っ、そして無論議員も話し合っこの条例ができたんですよ。

今回この条例をつくったときに、これは今回は文教厚生委員会の管轄なんですよ。普通からいったら条例をつくる前に文教厚生協議会にかけて上げてくるんですよ。それも全然やっておらへんでしょう。そして、この内容はいろいろ詳しく言うと時間がかかりますので、もう少しこの内容を先ほど言いましたように、みんなで話し合っきちつつくらないといけないんじゃないですか。よく話を聞いてみると、ある一部分の職員がつくっただけということなんですよ。そんなことで私がこれから大変大事な内容なんですよ。この内容を見ると、3,100円、3,000円、無論料金については消費税は非課税なんですよ。例えば1,050円とか1,000円、3,000

円、3,150円、この条例をつくるまでまだ消費税はできておらなかったんですよ。それは何らかの理由があって、こういう状況でつくられておられますので、ぜひこの条例を改正するには別に反対をするわけやないですけど、中身についてみんなともっとよく審議してつくるべきやと私は思いますので、この条例については反対をいたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 失礼します。議席番号2番 改革のくまがいさちこです。

議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についての提案理由は、市民や市民以外の者とか、市民がやむを得ないと認める場合の市民以外を明確にするために、つまりこの条例提案の説明を執行部がなされたときに、担当からなされたときにはっきり説明がございましたように、内容は一切変えないわけですね。表現だけですね、明確にわかりやすく。ですから、私はその提案理由に沿って、それはもちろんいいんですけど、表現を変える。明確にならなかったから反対だという観点で反対討論を述べさせていただきます。

理由は大きく2つございます。1つは職員の皆様方、私はお1人とは思いません。皆様方の事務的能力の問題を指摘したいと思います。文章が非常にわかりにくい。これは備考のところまで委員会で申し上げましたが、まず市民とはの次に定義が来るべきであって、附則のことはその後で文章として、構成として来るべきだと思います。それから、非常にわかりにくい書き方ですね。例えば備考は関係の項目の表の中に入れ込むとか、そういうことで明確にするためなんですけど、明確になっていない。余計不明確に、わかりにくくなっていると。これは職員の皆様の事務的能力を上げていただく、アップしていただく。市民に説明するときに非常にわかりやすい言葉、文章能力を磨く必要があるだろうと私は思います。お1人だけの問題ではないと申しますのは、例規審査委員会というのにも諮っているそうですし、全体の問題だと考えます。この事務的能力を上げていただかなければならないという理由の背景に大きくもう1つ、やっぱり市民に対する姿勢において、根本的な問題があると思っております。

公務員というのは、職員の皆様は、私たちも公務員なんですけど、基本的に公僕、パブリックサーバントです。市民に税金で雇われております。市民のために仕事をする立場という自覚に欠けるのではないかと私は思っております。あくまでも基本的にどこまでも市民の側に立つならば、やはり市民にわかりやすい言葉、文章で説明する姿勢が出てくるはずであると思いません。

2点申し上げましたが、今後、瑞穂市の職員の方々はあくまでも市民のために仕事をする、市民に雇われている側の人間だということを今後より自覚して、そのような姿勢で事務的な能

力を上げていただきたい、磨いていただきたいという願いを込めまして、反対討論とさせていただきます。以上です。

議長（星川睦枝君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決します。議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立なしです。したがって、議案第48号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例については、否決されました。

これより議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第52号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第53号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第58号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第59号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第60号平成25年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は10時35分からお願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時36分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第18 議案第50号及び日程第19 議案第57号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第18、議案第50号平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました2議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、9月12日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計決算・補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

その後、当委員会の所管する平成24年度一般会計決算、平成25年度一般会計補正予算に関する事業について現地視察をすることにより事業の確認を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第50号平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。執行部より、決算事業報告書により本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、市税の収入未済に関する不納欠損額に伴い、本市には収納プロジェクトチームが結成されたと聞いているが、滞納処理関係において、その効果が出てきているのかとの質疑に対し、プロジェクトチームは、各税目、科目ごとの代表により組織していて、それぞれのノウハ

ウを生かし、共通意識を持つことにより滞納整理の仕方について学んでいる。また、職員を県へ派遣することによって県からの情報も得ながら、徴収に関する方法も研究している。平成24年度には滞納処分等に関するマニュアルを作成し、それに基づき執行しているので効果は出てきていると思われる。今後もこのマニュアルによって滞納処分事務に生かすことができると考えているとの答弁がありました。また、不用額はある程度出てくるのはわかるが、なぜ出てくるのか分析はされているのかとの質疑に対し、平成24年度は一般会計の全体としては95.11%の執行率で、不用額は4.89%となっている。これについてはさまざまな要因が考えられるが、不用額は予算に対して極力3%から5%におさめるよう努力している。予算の執行に関しては、3月補正で減額できるものは減額し、12月補正の段階である程度年度のもくろみを立てて、契約請負差金や余剰となるものは減額するなど、執行率に反映するようにしている。また、工事関係であれば新年度事業に関しても3月の段階で補正をし、年度をまたいで事業を行うなど、そのような経費も組み込まれているので、現状の不用額については妥当であると解釈しているとの答弁がありました。

そのほかに、議員による事業評価に関する質疑があり、各担当部署においては所属事業の現状、課題、懸案事項等を述べられました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、文教厚生委員会協議会より次の報告がありました。

今回の補正予算は、現在、借地となっている土地を取得するためのものであり、（仮称）大月運動公園の整備が予定されているが、この事業を進めるに当たっては近隣市町の事例を参考に比較検討して、目的・利用について十分精査し進めてほしいこととともに、議会にも検討するための資料をしっかりと提示してほしいとの意見報告がありました。

執行部より、補正予算書により本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、教育支援センターの土地取得に関する補正が上げられているが、対象になっている面積を教えてください。また、購入費用については教育支援センターが1平米当たり2万3,000円、（仮称）大月運動公園は1平米当たり1万2,000円と聞いているが、その違いはどこにあるのかとの質疑に対し、過去に教育支援センターのほうに水源地の用地を購入した経緯があり、そのときの価格が1平米当たりおよそ2万3,000円ぐらいだと確認しているので、それに近い金額で計上している。また、教育支援センターについては土地鑑定はとっていないが、（仮称）大月運動公園については土地鑑定による金額を上げているとの答弁がありました。

次に、道路改良費の中で測量調査設計委託料が高額となっているが、どの程度の測量調査を

するののかとの質疑に対し、宮田・大月市道12 - 95号線740メートル、穂積市道4 - 3 - 284号線改良測量調査130メートル、穂積市道4 - 3 - 290号線改良測量調査290メートル、稲里の市道5 - 3 - 359号線150メートル、牛牧市道7 - 3 - 497 - 1号線120メートルと物件移転補償1件の合計により算定しているとの答弁がありました。

次に、市税の過年度還付金が500万円とあるが、経済情勢を考慮して計上しているののかとの質疑に対し、当初予算として3,000万円あるが、法人の過年度還付により7月に1,000万円単位の還付が発生し、今後の予定を考えると3,500万円の見込みになるため、500万円の補正をお願いしたいとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成25年9月20日、総務委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより議案第50号平成24年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま委員長報告をさせていただきます中で14ページの下から5行目、穂積市道4 - 3 - 284号線改良測量調査130メートル、穂積市道4 - 3 - 290号線改良調査290メートルと本来なら報告させていただくところ、穂積市道を瑞穂市道と申し上げたようでございますので、訂正とおわびを申し上げさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

実は、去年は24年度の当初予算に賛成をしております。賛成をしているのに、決算で何で反対をするのかということなんですね。基本的には去年の段階では第3種の公認の陸上競技場をつくるというふうなことについては全く頭にもなかった。そのときに、じゃあ執行部は考えていたのかどうか。そのことについては先にその経緯を明らかにしてほしいということを一般質

問の中で申し上げたけれども、余り具体的に話されなかった。ですから、そこで私が考えたのは、これは24年度の段階でもう既に第3種の陸上競技場の建設というふうに考えていたんじゃないかと私は推測した。つまり事実がわからないから。そういう状況の中で、さてどうするかなということ考えたんですが、もしそういうことが考えられていたとするならば、第3種陸上競技場というのは年に1回か2回使うかどうか。関とか大垣に行って説明を受けた中では、うーんというふうなことがわかったんだね。わかったのが非常に遅かった。遅かったけれども、そのことを説明を受けて知った以上は、やはりちょっとクエスチョンとなっている部分については賛成ということを持って行うことはできないんじゃないかという意味において、私は（仮称）大月運動公園の名目で計上され、それが執行された決算に対して賛成を去年と同じようにするというわけにはいかない、こういうことになったわけであります。ですから、基本的に本議案については反対ということで討論を終わりたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど委員長から報告を承ったわけでありまして、14ページの冒頭から、文教厚生委員会協議会より次の報告がありました。今回の補正予算は、現在、借地になっている土地を取得するためのものであり、（仮称）大月運動公園の整備が予定されているが、この事業を進めるに当たっては近隣市町の事例を参考に比較検討して、目的、利用について十分精査し進めてほしいこととともに、議会にも検討するための資料をしっかりと提示してほしいとの意見報告がありました。意見報告があったという報告はあった。私が聞いたかったのは、その意見報告を

踏まえて総務委員会ではどういう審議が行われたのかどうか、そのことを聞きたかったのね。そのことの報告がありませんでしたので、漏れたのかどうなのか、報告をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいま西岡議員のほうから、文教厚生委員会協議会より報告があった内容について、総務委員会のほうでどのような協議をされたかというようなことでの御質問であったと思いますが、まず初めに総務委員会を開催するに当たりまして、文教厚生委員会協議会から報告があった旨は私のほうから委員の皆さんにお伝えをさせていただきました。その内容を再度になりますが、委員の皆さん、また執行部の皆さんは既にお聞きされておるとは思います、このような内容で皆様方に報告をさせていただきました。

昨日の文教厚生委員会協議会より提出された報告は、総務委員会への意見というよりは、どちらかと言えば執行部に対する要望であるように思います。内容としては、今後の事業を進めるに当たり、近隣市町の事例を参考にして目的、利用について十分精査し進めてほしい。そして、議会にも検討するための資料をしっかりと提示してほしいとのことであります。今回の補正予算は、現在、借地となっている土地の取得のための追加補正であって、（仮称）大月運動公園の整備については、今後これから事業を進めていくことであり、当然執行部におかれましては近隣市町の事例を参考に比較、検討をし、その目的、利用についても十分に精査し、議会に対して審査するための資料の提示、説明をしていただくと考えておりますので、執行部におかれましてはそのように進めていただきたいと思います。総務委員会といたしましては、そのように執行部に申し伝えたいと思いますという言葉で、執行部には文教厚生委員会協議会から報告があったことを強く申し伝えさせていただきました。

その上で、西岡議員が今御質問されました内容についての協議等はいたしておりません。また、委員の皆さんからもその辺についての意見を求める、協議を求めるような発言もございませんでしたので、協議をさせていただいておりませんので、報告をさせていただいておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 私がお聞きをしたのは、文教厚生委員会協議会からそういう意見報告があった。その意見報告の内容というのは、執行部に対する要望であると解したから、それを執行部に伝えましたということなんですけど、ちょっと違うぞ。なぜ違うかということ、委員会からそういう意見が出てきたことに対して、総務委員会としてはどう考えるかということ議論する。その結果を執行部に話をすることだと思っんですね。

基本的に総務委員会が各常任委員会の一番最後に置かれているということの意味を考えなき

やいけないと思うんですね。文教厚生、それから産業建設とかが先にやって、一番最後に総務が置かれていることの重みというものを委員長は同じように重く受けとめなきゃいけないと。報告があったから、それは要望だからそのまま執行部にと問題ではないんじゃないか。そこに総務委員会として、主体的にその報告についてどう考えるかという一つのプロセスというものが大事ではないかと思うのね。これは今総務が報告なかったから、ちょっと待てよということだけで言っているだけであって、どこの委員会でももしそういうことがなされたならば、やはり議会というものを真に活性化し、よりよい議会としていくためには欠かしてはいかん問題ではないかというふうに思うんです。どうですか。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいまは西岡議員のほうより、先ほども私申し上げましたが、文教厚生委員会協議会から報告がございましたことに対しての私が、これは議長のほうに提出がされたわけですが、議長のほうからそのような協議会での報告を総務委員会のほうへ承る中で、私を感じ取った内容での先ほど委員の皆さん、また執行部の皆さんに申し伝えたわけですが、先ほど文教厚生委員会委員長の広瀬委員長より、皆さんお手元の資料があると思いますので、11ページに「この事業を進めるに当たり、十分精査し比較検討して進めていただくよう執行部に申し伝えていただくよう強く要求するという意見が賛成多数でありましたので、そうした意見を踏まえ、慎重に審査されたい旨をこの議案が付託された総務委員会に送付する意見として、報告書を議長に提出しました」とございます。先ほどこれは委員長から文教厚生委員会の報告で承った文言でございますが、この文言を読んで総務委員会の中で、今回の補正で上程されたものは、底地の土地の借り上げ費で今まで借り上げをしていたものを収用、土地の地主様より買い取らせていただくという補正の予算でございます。

この文言で、その部分を協議するというようなことには感じ取れませんでしたので、この文言のとおり執行部には強く比較検討して、今後は十分精査をして進めていただきたいという旨の要求であった文教厚生委員会の皆様の意見を申し伝えましたので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） まともであるようで、ちょっと背中のかゆいところに手が届かない答弁ではないかと思うんですね。

というのは、土地と建物と設備というものは時間的に順番に出てくるときが違って、全部一体ですよ。どういうものを建てるか、どういう設備をつくるか、そのためにどれだけの土地が要るかとかということは、それぞればらばらに考えることができないですよ。一体的に考えて初めてその全体像が出てくる。だから、我々はこういう資料をもらっている。全

体的な土地の面積とか、どういう施設があるかとかどうやとかいう中身まで書いておるでしょう。一体的ですよ、これ。だから、そういう意味からすると補正予算の内容も二千七百何十万ということも一体的に捉えて文教厚生委員会協議会からそういう意見が出されてきたわけですから、それを逆に言うと蹴ろうが、今言ったように執行部に強く言おうが、それは総務委員会の主体的な見解でいいわけですよ。そのときに、今言ったようにそのままずっと行くということではなくて、やはりその中身についてきちっと1個1個点検、検討をして、しかる後に最終的な行動として執行部に強く要請するという背中のかゆいところにもうちょっと手が届いてほしいなというのは、その部分なんですね。その部分が必要になってくるんじゃないかということですよ。

〔発言する者あり〕

3番（西岡一成君） そういうことです。わかってもらえばいい。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ただいまの総務委員長の委員長報告に対して質疑をいたします。

最初に確認したいことは、14ページの2行目から6行ある、「今回の補正予算は」から「意見報告がありました」と、この内容というのは一体何だろうとわからなくなりました。つまり文教厚生委員会協議会から申し送りをしたわけですが、その申し送りの文なんですか、これそのまま、文面どおりなんでしょうか。ちょっとそこから出発いたしますので、それをまず確認させてください。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいまは、くまがい議員より14ページの上6行、「今回の」から「報告がありました」までの文章が文教厚生委員会協議会からの文言そのままです。という御質問であったと思いますが、ただいま私その文言が一句一字ともそのままであったかどうかの確認をする資料を持っておりません。要約して報告をさせていただきました。一言一句間違っていないかどうかということをお答えするための文教厚生委員会協議会からいただいたそのものを持っておりませんので、それについてはこの場でそのとおりですということ、またそうではありませんと申すことが申し上げられませんので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 論点をずらしていらっしゃいますね。私傍聴してましたから。

つまり今は傍聴してなかった方、委員以外の方はちょっとわからない、頭の中で。混乱していると。西岡議員も余りよくわかってないで質問したので、背中に手の届かないとかって、かゆいところに手が届かない程度で済みましたが、私全部傍聴しておりますので。

今の森治久委員長の言葉どおりだと、ここに書いてある6行が文教厚生委員会協議会からの申し送りどおりか、一言一句同じかわからんと言いましたが、そういうことを聞いているんじゃないです。基本的に委員長は読み上げませんでしたね、申し送り文を。それを確認させてください。読み上げませんでしたね、申し送りの文章。確認します。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいまの御質問でございますが、資料のほうはこの議案の時点で委員の皆様へ配付をさせていただきました。

その上で、おのおのに資料に目を通していただき、またその内容を理解していただくという旨の言葉を申し上げた上で、先ほども申し上げましたが、私が星川議長のほうに文教厚生委員会協議会から報告意見がつかましたことについて、私なりの感じ取った、また考え方、また執行部に対しての強い今後の精査する中での進める旨の要求をさせていただきましたので、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 理解しております。ですから、質疑しているんです。つまり読み上げなかったんです。

委員長として、文教厚生からの申し送りの文は読み上げられませんでした。どういうふうに扱ったかということ、皆さんに配付し、そこにあるようなことが申し送られてきていますと説明をし、そしてそのことに関して委員長は私なりにまとめて皆さんに説明しますと、そういう言い方をなさったんです。それでいいのかということをお聞きします。各予算とか決算とか重要な議案についてじゃなかったですね。予算、決算ですね。追加も含めてにつきましては、所管の協議会で協議し、必要ならば申し送りをするということになっております。そこから来た申し送り文をそのように扱っていいものなのか。そのようにというのは、繰り返しますが、きちんと読み上げないで委員長の裁量で恣意的に説明し、そのように扱っていいものなのかどうか、お答えください。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） ただいまのくまがい議員からのそのような対応、処置でよかったのかということでございますが、先ほどは私文教厚生委員会協議会からいただいた報告、これは議長宛てでございますが、こちらの文章そのものを持っておりませんということでございますが、今手元でございます。こちらのいただいた常任委員会協議会における報告について

ということで、ペラ1枚の報告についての文書でございますが、この内容を私は読み上げるのではなく、その場は皆さんに配付をして、そして内容を精査していただいた上で私なりの報告をいただいたものに対して感じ取った、また今後どのような形で進める、これを取り扱うべきかということ考えた上で、十分委員長としての権限、またその責任の重さの中でとらせていただいた当日の行動であります。

その中で、先ほども西岡議員より御質問があった折に申し上げましたが、11ページの、再度になります。文教厚生委員会委員長の広瀬委員長より報告がございました。この事業を進めるに当たり、十分精査し比較検討して進めていただくよう執行部に申し伝えていただくよう強く要求するという意見を報告書として議長に提出されたわけなんです。要約してこのような文教厚生からこのような2行にわたる言葉で示されておるように、私はこれを読み上げるのではなく、この要約を私なりの皆さんにとってわかりやすく、また今後しっかりと御意見をいただいた十分に精査して進めていただきたいという趣旨の要求も、思いを伝えさせていただいたわけでございますので、よろしく御理解ください。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ですから、お聞きしていますのは、そのように要約して伝えていいんですかということです。各協議会から申し送りがあったときにはそのまま読み上げなくていいんですかという意味です。議事録にも載りませんよね。この委員長報告でも載りませんよね。だって読み上げなかったんですから。埋もれるわけですよ。今後にかかわりますので、今後、各所管の委員会から送られてきてもそのような扱い方をされることになってしまいますので、とても重要なことだと思います。そういう扱いでいいのかどうか。そういうふうに扱ったというのはわかっていますから、傍聴していますから。それを聞いているんじゃないんです。そういう扱いでいいんですかとお聞きしているんです。お答えください。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） そのような取り扱い方でいいのかという御質問でございます。

私がこの文教厚生委員会協議会からいただいた御意見、これは議長に提出され、議長から私委員長のほうに申しつけられたことでございますが、これを私、皆さんに配付したわけでございます。読み上げるべきであったかどうかの前に、配付をさせていただいて、皆さんお手元の資料をお配りさせていただいておりますので、十分に内容を理解していただいた上で御意見があればというようなことは申し上げたつもりであります。その上で私が先ほど申し上げた私の私見である部分もあるやもしれませんが、そのような形でこの内容を私なりに精査をして執行部に強く今後の進め方を議会の議員の皆さん、また市民にも公明正大にわかりやすく進めていただきたいという旨を申し伝えたくつもりでございます。

また、今回は総務委員会のほうでは、補正に対しての委員会でございます。こちらのことに對しては、今後、先ほどから申し上げるように、借り上げで対応していた土地を買い取らせていただけるというようなことで、補正を執行部のほうから、行政のほうから提案があったわけでございます。そちらについての議論はしっかりとすべきであるかもわかりませんが、今後事業の内容、それは上をどのような形で整備を進めるのか、また整備を進めるに当たってどのような議論を議会としていくのかということは慎重に進めていただきたいというようなことでの申し伝えをさせていただいたわけでございますので、それ以上の委員会としてその場で協議をする必要性を感じ取れませんでしたので、このような内容での私の読み上げになりました。

ただし、委員の皆さんからもこの資料を配らせていただいた後に2委員から、これは今回の総務委員会に付託されている補正予算における協議内容とはふさわしい内容ではないのではないかという意見もいただく中で、大きくこの意見を取り上げることなく、それが適切である対応として委員長のお責務の中で進めさせていただいたことを御理解いただきたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 質問していることにお答えください。

私の考えによって、そのように報告したというのはもう3回ぐらい聞きましたけど。そのように申し送りの文を扱っていいのかと聞いているんです。それ以上お答えができないならここで休憩を求めて、今後このように申し送りの文書を扱っていいのか、扱われるのか、全協室で御協議いただきたいです。

というのは、もうちょっと解説しますと、今言っただけでも大変重要なことだと思うんですが、もうちょっと詳しく経緯を御存じない執行部の皆様以上に議員の皆様にお話ししますと、文教厚生委員会ではこの申し送りをどのような文面にするかとちょっと時間がかかりました。申し送りをするべきだということで3対2ぐらいになったんですけど、その申し送りの内容もきちんと資料とかで精査してほしい、総務にですね。資料とかを出して精査を総務でしてほしいという意見と、あしたですよと言われてまして、資料なんか間に合いませんという事務局長の御助言もありまして、それは抜こうとか、そういうやりとりがあったんです。それに時間を使ったんです。その結果、事務局が大変わかりやすい文面をきちんとつくってくださった。だから、それは当然読まなければいけなかった。この文教厚生で時間がかかったことについて、星川議長は総務の最初の御挨拶でもっと簡単に済むような議案でも、項目でも、2倍3倍の時間をかけていると。きょうの総務は森治久委員長だから、そのようなことはないと思います。よろしくお願ひしますと言われてましたね。でも、文教と厚生はもともと1日かけていたんですよ。それを膨大な量なんですよ。まずそこで時間がかかり、しかも6人といいますが、1人は司会になりますから5人ですよ。5人の中でどのような申し送りをするかと、3対2で分か

れて私たちは協議していたわけですから、それで時間がかかっているんですから、議長さんにそのように言われる筋合いはないし、私は議長さんの立場でそんなことを言っているのかなと思いますし、もう1つ、私は資料を出すべきだと少し頑張りました。あと妥協して引き下げましたけど。資料は出さなくてもいいということをちょっと意見交換というか、やり合っていたんです。それでそのときに私が、だって資料を出してもらわなければ総務では十分協議されないよと言ったんです。そうしたら、そこに横山教育長が失礼なと言ったんです。

〔発言する者あり〕

2番（くまがいさちこ君） いいえ、同じです。私直接言われたんですから。

総務ではそういうふうにも能力的にきちんと資料なしでは話し合わないだろうと私言ったらそう言ったんです。そういうふうにも文教厚生では時間をかかっちゃったんです。それなのに、そういうふうにお偉いと申しますか、上司からと申しますか、言われつつ、文教厚生としては非常に真面目に真摯に協議したものを、次の日に総務で読み上げられもしないという扱い方をされたわけですよ。それは非常に私は問題だと思いますし、今後読み上げなくていいのかということをやっぴりここで確認しないと、このまま通しますと申し送りは読み上げなくていいことになっちゃいますので。ずうっと同じお答えしか得られないなら、休憩を求めて協議していただきたいと思います。執行部の皆様には大変申しわけございません。

議長（星川睦枝君） 総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 再度のくまがい議員からそのような読み上げをすることの是非、することにおいてのしなければならぬものであるのか、するかしないかはそのときの状況判断であるのか。当然資料は皆さんに配付させていただいたわけでございます。皆さんに配付をすることもなしに、私の私見をもってだけでの報告をさせていただいたならば、それは誤った対応であったと考えます。

しかしながら、皆さんに配付をしていただいた後に、皆さんが十分にその内容を理解し、委員の皆さんお一人お一人がそのことにおいて自分なりの考えをお持ちになられた中で、委員長としての私を感じ取った、また今後においてどのような形で今を対応するべきかということを考えて途中で、あのような私の意見を述べさせていただきました。今後、しっかりとそのもの、こちら星川議長宛てに広瀬文教厚生委員会委員長の命をもって出されている報告書を一言一句皆様にお読みすることがふさわしいのか、そうしなければならぬのかは、私は皆さんで決定されたことの中で進めることであれば、今後はその必要性、またその意味を感じ取りますが、私は今の段階ではそのような読み上げるべきであったかどうかについては、私の判断でさせていただいたこととさせていただきます。今後、読み上げるべきであるということであれば、しっかりとそのような決まりを設けていただくべきかと存じます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 配付したかどうかなんて聞いていませんから。配付なんか当然のことですから。ずうっとずらすんですよ、答えを。配付の問題なんか聞いていません。

どのようにしたらいいでしょうか。今後にかかわりますので、今回のことだけじゃなくて、これを通しますと配付ただけで委員長さんの裁量で説明をして、委員長さんの考え方次第の説明で通すと。だって記録に載りませんから、内容が。それでいいのかどうか、確認をしたいんですけど。

議長（星川睦枝君） この件につきましては、ここでお互いのあれになっておる状態ですので、後日、この後全協でまたお話をさせていただければと思います。

進ませていただいてよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） そういうことでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

反対理由を初め簡単に述べますと、補正予算書の24ページ、土地建物等購入費2,782万4,000円について、その箇所についてですね、補正予算の。反対であるから。反対理由を簡単に述べますと、行政財産である土地を購入するときに必要な購入目的について納得ができないためです。なぜ納得ができないのかを申し上げます。

瑞穂市の例規集の中に議会基本条例がございます。これに違反している、条例違反だと思うからです。議会基本条例の第8条は、重要政策等の説明資料という項目で、このように説明されています。議会は市長が提案する重要な政策等について審議等の水準を高める観点から、次の8つの説明を求めることができると。その8つのことについて、ちょっと説明がなされているかをここで申し上げたいと思います。

1は、政策等の発生源、理由及び背景です。私はこの8項目について調べてみたら、ほぼず

うっと要求しているんですけど、説明がなかったということを今申し上げます。まず1番、政策等の発生源、理由及び背景。これにつきましては、次のように思います。なぜ初めから日本陸上競技場連盟公認の陸上競技場ありきなのか。つまり発生源がわからないわけです。理由と背景が。いつどこで誰によって決まった話なのか、説明を聞いたことがない。何度もお聞きしましたけど。

2番、提案に至るまでの経緯の説明。これも私はお聞きしていますが、説明されたことがありません。一応私が認識している経緯を申し上げますと、平成24年の6月議会中の文教委員会、協議会に切りかわった時点だと思っておりますが、このときに森議員の提案に市長が応じ、小川議員ももう決まっておることやでという発言で、この陸上競技場の話が初めて出ました。大変大きなものをつくりたいと。これが3月議会ですね、ことしの。土地代、当初予算1億円出てきたと。こういう経緯です。ちょっと途中があるわけですが、省略します。

3番目、検討した他の政策案等の内容。他の政策案というのはいろいろあるでしょうけれど、今まで私が問題にしてきましたのは次のとおりです。24年の6月議会では、これも市長がこの間おっしゃったように2種とも言われないし3種とも言われないわけで、私が検討をつけてこちらから聞いたら、最初の大きいのは2種だったわけですね。24年の6月議会、その話が最初に出たときは2種だったと、後からわかった。次の3月議会の当初予算に土地代1億円をつけたときには3種と資料が出ていますから。この間、西岡議員が一般質問をしたときに一度も3種なんて言ったことありませんと言いましたけど、パブリックコメントでも、それから文教でも、それから最終日ですね、3月の。皆様にも配付されたのは全部3種と書いてあるわけですから、まさか市長のお考えがないのにその文書がつくられたとは思われませんので、3種が出てきたのが3月議会です。今9月議会で4種に格下げになったわけですね。このように2種、3種、4種というのが出てきています。さらに非公認の陸上競技場でもいいのじゃないかということもありますが、このようにこういう比較検討の資料を文教厚生協議会で資料を出すべきだと。総括で西岡議員も出すべきだというふうに言ったんですけど、出ませんね。ウィキペディアにある本当に基本的な1種、2種、3種、4種の比較表しか出ていませんね。経費も出ていなければ、この他の政策案等の内容というのが出ていません。検討ができません。

4番目、他の自治体の類似する政策との比較検討、これもありません。私と私たちはあっちこっち行って調べたわけです。中津川市、関市、大垣浅中、岐阜経済大学、南アルプス市。しかし、このような比較検討が出たことはございません。

5番目、市が策定する各種計画における位置づけにつきましては、市長が再三説明をなさってしまして、先日はこの議場でだったですね、この資料まで配られましたけど、これは自分たちで、西岡議員もしたでしょうけど私もいろんな計画を全部当たったんですけど、この1枚を出していただいたので非常に見やすいですが、これを確認してみますと、市長が根拠とされる市が

策定する各種計画における位置づけは、新市建設計画でも瑞穂市第1次総合計画でも同後期基本計画でも確認いたしました。いずれも多目的広場になっております。陸上競技場なんて一つも書いてありません。ただし、最後の後期基本計画の最後のところで具体的にグラウンドという言葉が出てきますが、その前に多目的広場と書いてありますから、多目的広場の中のグラウンドになるわけですね。公認とかの大きいのをつくりますと、私たちは資料をもらっているわけですが、何%でしょうね、90%ぐらいですかね、95%ぐらいになるんですかね。陸上競技場ですよ。だから、多目的広場とは言えない。各種計画は多目的広場ですから。

6番、関係法令及び条例等との関係を説明しなさいと言っているわけですが、まさにこれです。議会基本条例の第8条。このような説明が必要だということに、説明してないということです。

7番目、政策等の実施に係る財源措置。ここには財源措置と書かれていますが、財源措置の前提になる予算さえ示されていませんね。初め2種、これ2種というふうには言われなくて、後から調べてわかったんですが、2種のときには13億円です。私が聞いたら市長が言われた。その次に、とても大きいのはつくれませんから小さいのにしますと。幾らかかるんですかと私が聞いたら5億円と言われましたね。新聞には6億から7億と出ましたね。今議会でくまがいの総括の指摘後に10億円以内にすると。10億円以上使うつもりはないと。全てこちらから聞いた口頭で答えるだけ。資料なんかつくられていないわけですよ。

最後8番、将来にわたる経費または負担の予測、これもありません。こちらが調べました。

1番、政策等の発生源、理由及び背景。2番、提案に至るまでの経緯。3番、検討した他の政策案等の内容。4番、他の自治体の類似する政策との比較検討。5番、市が策定する各種計画における位置づけ。6番、関係法令及び条例等。7番、政策等の実施に係る財源措置。8番、将来にわたる経費または負担の予測。これはいずれもなし、説明なしです。したがって、議会基本条例の8条に明確に違反しております。その重要政策を前提とした土地の購入費の追加補正ですので、反対をいたします。

いま一つつけ加えさせていただきます。新聞に、これは岐阜新聞ですが、瑞穂市が陸上競技場をメインに大月運動公園を整備するという記事が出ましたが、堀孝正市長は陸上競技場をメインにするが投擲競技には対応しない施設にしたいということを説明していると。それからもう1カ所、堀市長は陸上競技場をメイン施設としながらも、多くの市民が健康づくりや競技スポーツの場として多様に活用できるようにしたい。市内に小・中学校が7校あるのでトラックに7レーン設けたいと、この2カ所ですね。投擲競技には対応しない。小・中学校が7校ある。翌日から問い合わせがあるわけですよ。投擲競技って普通は砲丸投げがあるんじゃないのとか、小・中学校が7校あるから7レーン設けるってどういうこと、小学生と中学生を一緒に走らせるのとかって。つまり、これは新聞社が間違っただのかわかりませんが、非常に説明がわか

りにくかったことも新聞社が間違える理由になったかもしれません。どうしてそう思うかという、私たちにも本当に説明がわかりにくいですから。

議会基本条例 8 条違反、明確な違反ですので反対いたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小川議員。

16 番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

議案第57号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

既にこの2,782万4,000円は、巢南町時分の巢南タウンセンター構想という形で、そして平成15年5月、合併いたしました。合併当時もその関係等について引き継ぎをやっております。この総面積は2万832平米。既に24年度の議会でも1億円は皆さん方にお認めをいただいて、既に執行しております。そして、どうしても再度もうちょっと買ってほしいという、買うには皆さんに補正を2,782万4,000円、御理解をいただかなくては買えませんので、この補正について皆さん方の賛成をよろしくお願いしたいと思います。以上で賛成討論といたします。そして、人の名前は余り言わないように、ひとつお願いをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第3回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前11時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月20日

議 長 星 川 睦 枝

議 員 庄 田 昭 人

議 員 森 治 久